

監事選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、監事選出に関し、必要な事項を定める。

(申請)

第2条 監事候補者となるには自薦、他薦を問わず、当該年度の申請書類締切日までに理事会に届け出る。

(資格)

第3条 監事候補者は原則として審査申請時において、以下の資格を有するものとする。

- (1) 集中治療医学の領域において指導的立場で活躍していること。
- (2) 本学会の専門医であること。
- (3) 20年以上の基礎医学または臨床医学経験者であること。
- (4) 本学会認定施設において集中治療に従事していること。
- (5) 68歳未満であること。

(選挙と選挙人)

第4条 これら届け出のあった監事候補者につき、郵送または電磁的方法を用いて選挙を行う。

- 2 この選挙の選挙人は、この選挙が行われる年度の評議員とする。

(選挙方法)

第5条 選挙は次の各項に従う。

- (1) 選挙にあたっては理事長が評議員2名に選挙管理委員を委嘱し選挙事務にあたらせる。
- (2) 投票は2名連記の無記名投票とする。
- (3) 以下の投票は無効とする。
 - 1) 正規の用紙を用いないもの。
 - 2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
 - 3) 所定の人数を超える氏名を記載したもの。
 - 4) 所定の人数を記載しなかったもの。
 - 5) 同名連記したもの。
 - 6) 判読不能のもの。
- (4) 当選者の確定は次の各項に従う。
 - 1) 有効得票数がもっとも多いものから順次2名を当選とする。
 - 2) 定数最下位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、選挙管理委員の立ち会いのもとに、抽選によって順位を決定する。また欠員が生じた場合のために次点者も決定、公表するものとする。

(欠員)

第6条 監事に欠員が生じ、監事の責務を遂行するにあたり、2名が必要と判断された場合には、以下の方法で選出する。

(1) 選挙の際の次点候補

(2) 次点候補が居ない場合には、新たな監事選出を行い、臨時あるいは定時の社員総会で承認を受ける。

2 欠員で選出された監事の任期は、前任者のものを引き継ぐ。

(改定)

第7条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2005年10月3日から施行する。

この改定は、2006年5月16日から施行する。

この改定は、2007年4月25日から施行する。

この改定は、2014年1月1日から施行する。

この改定は、2014年8月11日から施行する。

この改定は、2015年6月19日から施行する。

この改定は、2017年12月15日から施行する。

この改定は、2018年5月28日から施行する。

この改定は、2021年3月12日から施行する。